

政令第 号

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年六月一日とする。

理由

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。